

生駒市条例第9号

生駒市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月15日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会基本条例の一部を改正する条例

生駒市議会基本条例（平成25年12月生駒市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（質問等）」に改め、同条第1項中「質問する」を「質問又は質疑（同項において「質問等」という。）を行う」に改め、同条第2項中「議員の質問」を「議員の質問等」に改める。

第20条第1項中「向上」の次に「、議員の品位の保持等」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。